

MIYAZAKI

中央会だより 7

July 2021 No.709

CONTENTS

特集	[P1]
宮崎県新型コロナウィルス感染症 対策(令和3年度5月補正予算のポイント)	
インフォメーション	[P3]
レポート	[P9]
ほっとひと息	[P10]
情報連絡員報告	[P11]

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策(令和3年度5月補正予算のポイント)

県が、新型コロナウイルス感染症の全国的な第4波や、宮崎市を中心とする爆発的な感染拡大、県独自の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、緊急対策を講じるための経費等を盛り込んだ補正予算案が、5月26日に開催された県議会5月臨時会で可決(承認)されました。

令和3年5月補正予算の事業概要

1 変異株拡大への対応

■ 感染症対策休業要請等協力金事業(福祉保健課)

180,090千円

宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請の延長(5月31日まで)に伴い、宮崎市と連携して協力金を支給するための経費 (中小企業) 売上げ規模に応じて、1店舗1日当たり2.5万円~7.5万円の範囲で支給

(大 企 業) 売上げ減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円又は前年度(前々年度) の1日当たり売上高 ×0.3のいずれか低い額を上限として支給

■ PCR検査体制等強化事業(健康増進課)

7,226千円

PCR検査体制の更なる充実を図るため、変異株陽性者のウイルスゲノム解析を迅速化するための検査機器を整備するための経費

新型コロナウイルス感染症患者転院受入支援事業(健康増進課)

72,000千円

新型コロナウイルス感染症患者のうち、国の退院基準を満たした回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を受け入れる病院を支援するための経費

■ 自宅療養者に対する健康観察体制確保事業(健康増進課)

210,388千円

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配付するための経費

2 水際対策の強化

■ 県境往来者 PCR検査支援事業(総合政策課)

585,469千円

国文祭・芸文祭に係る来県者や仕事・帰省など県外との往来を行う県民等の、県境をまたいだ移動にあたっての 安心を確保するため、帰県・来県時の PCR検査を支援するための経費

県境をまたいだ往来の安心の確保 [県境住来者PCR検査支援事業(予算額 585, 469 千円)]

県外からの来県者や県外との間を往来する県民等が無料又は 低額でPCR検査を受けられる環境を整備

〇対象者: 県外から県内に入ってくる方

例)・県内でのイベント (国文祭・芸文祭等) に参加する方

・帰省やビジネス等で県内を訪れる方

・帰省やビジネス等で県外に出た後、県内に帰ってくる

県民の方

〇支援内容:公共交通機関利用の方は無料

公共交通機関以外の方は1/2補助 ※実際の金額は委託業者選定後決定

申込 (原則来県前)

検査機関 専用HP 桑託 県

7月開設予定

問告せ先> 総合政策課 電話 0985-26-7607

■ 全九州高校総体に参加する選手等への PCR検査事業(スポーツ振興課)

16,000千円

全九州高校総体に参加する選手等の県境をまたいだ移動にあたっての安心を確保するため、当該選手等に対する PCR検査を行うための経費

≪事業スキーム≫

利用希望者

来県者 帰省者

県外を往復する県民

3 ワクチン接種の加速化

■ 新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業(健康増進課)

990,187千円

県内における高齢者へのワクチン接種を早期に完了させるため、市町村のワクチン接種に係る実施体制の強化を支援するための経費

- ・ 休日に個別接種を行う医療機関に対する支援
- ・ 居住地以外の市町村において集団接種に派遣された医療従事者に対する支援
- · 時間外や休日に医療従事者を集団接種に派遣する派遣元医療機関に対する支援
- ・ 県による広域的な集団接種の実施
- ・ 歯科医師・看護師がワクチン接種を行うための事前研修

新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業(健康増進課)

100,359千円

ワクチン接種による副反応に関する専門相談窓口の設置など必要な体制の確保を図り、適切な情報提供や啓発活動を実施するための経費

4 県内事業者への緊急支援

■ 県内事業者緊急支援事業(商工政策課)

1,068,583千円

県独自の緊急事態宣言による行動要請等に伴う影響を受けている県内全域の事業者に対し、1事業者あたり10万円の支援金を支給するための経費

(対象)全ての県内事業者 ※緊急事態宣言期間における営業時間短縮要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く (要件) 県独自の緊急事態宣言中の月の売上が、前年又は前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること

■ 宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業(観光推進課)

1,429,680千円

県内宿泊事業者の安全・安心な受入体制を整備するため、感染症対策に資する物品の購入や新たな観光需要を取り込むための取組を支援するための経費

宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業 [補正予算:約14億3000万円]

県内の宿泊事業者に対し、国の地域観光事業支援(感染拡大防止策等支援)や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、**県内のホテル・旅館等における感染症対策に資する物品の購入や前向き投資に要する経費を補助**することにより、安全安心な受入体制整備を推進する。

事業概要

感染症対策や前向きな投資に取り組む県内宿泊事業者に対する補助

- ○対象経費: ①感染症対策に資する物品の購入等
 - ・感染予防ガイドライン等に対応するために必要な設備、機器、必需品の導入等に要する経費
 - ・感染症対策の専門家による検証費用 等

②前向き投資に要する経費

- ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等、新たな需要に対応するための 取組に要する経費
- ・MICEにおけるオンライン会議の開催環境整備費用 等

※令和2年5月14日以降に宿泊事業者が支出した費用については、既に支払済みの費用についても補助対象

○補助率: 4分の3

○補助上限額: 上限 7,500千円(客室定員数300人以上)

上限 6,000千円(客室定員数100~299人) 上限 4,500千円(客室定員数50~99人)

上限 3,000千円(客室定員数49人以下)

問合せ先:観光推進課 国内誘致担当 電話0985-26-7104

お問合せ先 ◆予算全般に関すること 総務部財政課 TEL 0985-26-7015

経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「経営承継円滑化法」といいます。)は、

- (1) 遺留分に関する民法の特例
- (2) 事業承継時の金融支援措置
- (3) 事業承継税制
 - ①非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度 (一般措置、特例措置)
 - ②個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予制度

の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律となります。

経営承継円滑化法

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

1. 事業承継税制

①非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、一定の要件を満たすときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます。

②個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が都道府県知事の認定を受け、先代事業者から相続等又は贈与により事業用資産を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます。

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の 手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用 を受けることができます。

①非上場株式等に対する民法の特例

- 贈与した非上場株式等を遺留分侵害請求の対象 外に(除外合意)
- 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分侵害請求の対象外に(固定合意)

②個人の事業用資産に対する民法の特例

贈与した事業用資産を遺留分侵害請求の対象 外に(除外合意)

3. 金融支援

- ◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金及びM&Aにより他の事業者から事業を承継するための資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及び後継者個人に対して、以下の特例を設けています。
- ①中小企業信用保険法の特例

(対象:中小企業者)

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興 開発金融公庫法の特例

(対象:後継者個人)



親族外承継や個人事業主の事業承継を

含め、幅広い資金ニーズに対応

令和2年度第3次補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」の御案内

事業承継や M&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等への挑戦や、M&A による経営資源の引継ぎを行おうとする中小企業者等を後押しするため、「事業承継・引継ぎ補助金」による支援を実施します。

1. 申請受付期間

1次募集: 令和3年6月11日(金)~7月12日(月)18:00 2次募集: 令和3年7月中旬~8月中旬(予定)

2. 概要

	①経営革新	②専門家活用
支援対象者	事業承継や M&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等(事業再構築、設備投資、販路開拓等)に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主含む。) こんな方におすすめ! ・新しい商品の開発やサービスの提供を行いたい・新たな顧客層の開拓に取り組みたい・今まで行っていなかった事業活動を始めたい	M&Aによる経営資源を他社から引継ぐ、あるいは他社に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主含む。) こんな方におすすめ! ・M&Aの成約に向けて取組を進めている方・M&Aに着手しようと考えている方
補助率等	補助率: 2/3 補助上限: 400~800万円(上乗せ額: 200万円) 補助対象経費: 設備投資費用、人件費、店舗・事務所 の改築工事費用等	補助率: 2/3 補助上限: 400万円(上乗せ額: 200万円) 補助対象経費: M&A支援業者に支払う手数料、デュー デリジュンスにかかる専門家費用等

※公募要領や申請に関する詳細等は、下記サイトよりご確認ください。 令和2年度第3次補正事業承継・引継ぎ補助金 Webサイト(https://jsh.go.jp/r2h)

INFOMATION

人材確保等支援助成金(テレワークコース)の御案内

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。

1. 対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修

2. 支給額等

	①機器等導入助成	②目標達成助成
支給要件	・新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約 または就業規則を整備すること。 ・テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給 申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ・評価期間 (機器等導入助成)における、テレワークに 取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレ ワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ✓評価期間 (機器等導入助成)に1回以上対象労働者 全員がテレワークを実施する 又は ✓評価期間 (機器等導入助成)に対象労働者がテレ ワークを実施した回数の週平均を1回以上とする	・評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ・評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ・評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。
支給額	支給対象経費の30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数	支給対象経費の20%<35%> ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数 ※<>内は生産性要件を満たした場合に適用

助成金の詳細・お問合せ

厚生労働省 HPをご覧いただくか、宮崎県労働局雇用環境・均等室 電話: 0985-38-8821

同一労働同一賃金 ~パートタイム・有期雇用労働法が中小企業に適用~

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差をなくし、労働者がどのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるよう、いわゆる「同一労働同一賃金」を実現するため、昨年4月1日に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、令和3年4月1日からは中小企業にも適用されました。

パートタイム・有期雇用労働法で変わった3つのポイント

(1) 不合理な待遇差を禁止

同じ企業内において、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の、**基本給、賞与、手当など のあらゆる待遇**について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

事業主は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の働き方の違いに応じて、均衡な待遇・均等な待遇の確保を図るための措置を講じなければなりません。

均衡な待遇とは?(不合理な待遇差の禁止)

正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、①職務内容(業務の内容及び責任の程度)、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

均等な待遇とは?(差別的取扱いの禁止)

賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇について、①職務内容 (業務の内容及び責任の程度)、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合、待遇について同じ取扱いをする必要があります。

(2) 待遇に関する説明義務を強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由について、**事業主に説明を求めることができ**るようになりました。事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明しなければなりません。この際、説明を求めた労働者に対し、解雇や減給など不利益な取扱いをしてはなりません。

(3) 不合理な待遇差等に関する労使間のトラブル解決のため、行政による紛争解決援助制度の利用が可能

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続き (行政ADR)を行います。労働者と事業主の間で不合理な待遇差等に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申出があれば、簡易・迅速にトラブルを解決する手段として活用することができます。

・パートタイム労働者

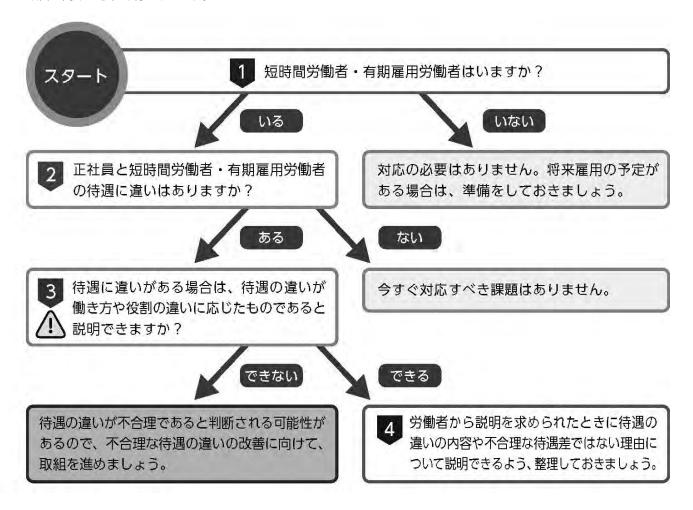
同じ事業主に雇用される正社員に比べ、1週間の所定労働時間が短い労働者のことです。 「パートタイマー」「アルバイト」「臨時社員」「準社員」などと呼ばれています。

·有期雇用労働者

事業主と、半年や1年などの期間を定めた労働契約を締結している労働者のことです。 「契約社員」「嘱託社員」などとよばれることもあります。

事業主はどう対応すればいいの?

自社の状況が改正の内容に沿ったものか、次の手順で確認することができます。もし、不合理な待遇差があった場合は、 改善に向けた取組を行いましょう。





- ① 単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的な理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。
- ② 正社員と職務内容 (業務の内容及び責任の程度)及び職務内容・配置の変更の範囲が同じパートタイム・有期雇用労働者については、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されています。

就業規則や賃金規程を見直すには、パートタイム・有期雇 用労働者を含む労使の話し合いが必要です。また、検討 の結果、手当等の改善をするためには原資など考慮・検 討しなければならないことがたくさんあります。対応は 計画的に進めましょう。



★パートタイム・有期雇用労働法について詳しくは下記をご覧ください。

政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202004/2.html#a2

パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書 https://www.mhlw.go.jp/content/000467476.pdf

食の安全のために

食品衛生法が改正されました

令和3年6月1日施行

- ●食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。
- ●食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、 平成30年に改正を行いました。周知や経過措置の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行しました。
- ●営業許可申請、営業届出、リコール情報の報告はオンラインでの手続が可能です。

"HACCPに沿った衛生管理"を制度化



一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。

小規模営業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

HACCP (ハサップ)

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法

"営業許可制度"の見直しと"営業届出制度"の創設



営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行いました。 既存の営業者には業種に応じて、経過措置があります。

経過措置 (例)

- ・新たに営業許可業種となる業種の営業者で、令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は、営業許可の 取得に3年の猶予期間があります。
- ・既存の営業許可は期限まで有効です(下記の届出業種となる場合は届出不要です)。

営業届出制度の創設

HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度を創設しました。

「許可営業」と「届出対象外営業」以外の営業を営んでいる場合には、管轄の保健所に営業 届出を行ってください。なお、許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です。

経過措置 (例)

・令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は、令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

食品等の"リコール情報"の報告を義務化



営業者が食品等の自主回収(リコール)を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化しました。営業者は、回収に着手した旨、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。

届出された情報は一覧化してホームページ等で公表されます。

事業継続力強化計画策定支援セミナー

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を国が認定する「事業継続力強化計画」をご存じですか?認定を受けた企業は税制優遇や補助金の加点などの支援策が受けられます。

大地震、集中豪雨や洪水等の水害、新型インフルエンザなどの不測の事態に見舞われた時、あらかじめ緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動を整理し取り決めておく「事業継続計画 (BCP)」の策定・運用が有効です。

今回は、<u>BCPの第一歩目として「事業継続力強化計画」</u>を作成し、国の認定を受けることを目的にセミナーを開催します。セミナー後には、申請に有効なツールを使用し個別にご支援します。

日程	時間	会 場	住 所	定員
8/24(火)	五八田 1 1 1 0 0	県延岡総合庁舎302会議室	延岡市愛宕町2-15	20名
8/26(木)	受付開始 14:00 セミナー 14:30~17:00	県都城総合庁舎第2会議室	都城市北原町24-21	40名
9/2(木)	(22) 14.50 17.00	県企業局県電ホール	宮崎市旭1丁目2-2	40名

※延岡会場および都城会場については、Web講座となりますが、関係者が現地でサポートいたします。

対 象: 県内事業者

定 員: 上表のとおり(先着順)

※1社最大2名まで。経営者・人事総務担当者の2名参加を推奨します。 ただし申込多数の場合は1社1名に限定させていただく場合があります。

申込方法: 下記 URLから電子申請にてお申込みください。

https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5xvBHBjv

『巻回 ←QRコードを読み取り、携帯電話・スマートフォンからもお申込みが可能です。 『髪』 QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

参加申込書・アンケート等にご記入いただきました個人情報は、本セミナーの運営及びプロジェクトによる策定 支援を行うために利用させていただきます。

申込期限: 8月13日(金)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況や悪天候等により中止となる場合がございますので、お申込みの際は電話番号とメールアドレスを必ずご記入ください。

※申込多数により定員に達した場合はご連絡させていただきます。

※会場には公共交通機関等でご来場いただきますようお願いいたします。

お問合せ先 東京海上日動火災保険(株) 宮崎支店営業課(担当:川東·前田) TEL 0985-23-2902 宮崎県 商工政策課 商工団体担当(担当:小園) TEL 0985-26-7098

INFOMATION

県施設の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆様に日頃ご利用いただいている県の施設を、令和4年度から管理運営していただく指定管理者を募集しています。応募資格は、県内に事業所などを有する又は設置予定の法人その他の団体となっています。また、複数の団体で構成するグループで応募することもできます。

募集期間は、9月上旬までです。

詳しくは、県ホームページを御覧いただくか、施設の所管課までお問い合わせください。

施設名	所管課	電話番号
宮崎県サンビーチーツ葉	港湾課	0985(26)7189
宮崎港マリーナ施設		
県立阿波岐原森林公園		

【指定管理者制度全般についての問合せ先】宮崎県 人事課行政改革推進室 TEL 0985(32)4473

宮崎県レディース中央会第44回通常総会を開催しました

6月16日(水)に、宮崎市のガーデンテラス宮崎 ホテル&リゾートにおいて、宮崎県レディース中央会の第44回通常総 会が、宮崎県商工観光労働部の丸山次長、(株)商工組合中央金庫宮崎支店の蓬田支店長をはじめ、多数の御来賓の方々 に御出席いただき開催されました。

提出された議案は、各議案とも原案どおり可決承認されました。

今年は、10月7日(木) にレディース中央会の全国大会でもある『全国フォーラム in宮崎』が宮崎市のシーガイアコンベン ションセンターにおいて開催されることから、吉田会長より「全国からお越しいただく皆さまをおもてなしできるよう、会員 一丸となってお迎えしましょう」とあいさつがありました。

総会終了後には研修会が開催され、特定非営利活動法人 宮崎文化本舗 代表理事 石田達也氏を講師にお招きし、「私た ちが取り組める SDGs~宮崎文化本舗の事例から~」というテーマで御講演いただきました。宮崎文化本舗が取り組むさま ざまな事業内容、SDGsの成り立ちとその取組が企業の信頼確保や地域との連携による地域活性化に繋がる可能性などに ついてお話いただき、参加者にとって関心が高まる非常に有意義な研修会となりました。





▲講師:石田達也 氏

『レディース中央会全国フォーラムIn宮崎』の開催について 開催日:令和3年10月7日(木) 開催場所:シーガイアコンベンションセンター(宮崎市) フォーラム ◎オープニングセレモニー ◎基調講演 ◎パネルディスカッション 交流懇親会 みやざき物産展も同時開催いたします エクスカーション<令和3年10月8日(金)> 宮崎観光バスツアー(①高千穂コース②青島コース) その他、ゴルフをご希望の方にはフェニックスccにてゴルフの予約を承っております。

※コロナウィルス感染状況により、一部内容が変更になる場合がございます。

《 令和3年度中央会行事予定 》

宮崎県商工振興協同組合 通常総代会・交流会

開催日:令和3年7月29日(木)午後4時~ 開催場所:宮崎市「ニューウェルシティ宮崎「関之尾の間」」

第61回中小企業団体九州大会

開催日:令和3年9月2日(木)午後1時30分~ 開催場所:佐賀県佐賀市「佐賀市文化会館」

レディース中央会全国フォーラムin宮崎

開催日:令和3年10月7日(木) 開催場所:宮崎市「シーガイアコンベンションセンター」

第73回中小企業団体全国大会

開催日:令和3年11月25日(木) 開催場所:神奈川県横浜市「パシフィコ横浜」

表紙紹介 高松キャンプ公園

鹿児島県境にある高松海水浴場は、湾内にあって波がとても穏やかな宮崎県最南端の海水浴場です。その隣に近年のキャンプ人気の高まりを受け、令和3年4月に高松キャンプ公園がオープンしました。キャンプ公園には車の乗り入れや電源の利用が可能な「オートキャプサイト」や「キャンピングカーサイト」(4月~10月まで)、場所を自由に選べる「フリーテントサイト」や「バーベキューサイト」(通年利用可能)があり、宿泊はもちろん日帰りキャンプでもご利用いただけます。



目の前に志布志湾が広がる開放的なキャンプ場で、釣りやバーベキュー、夏場には隣接する海水浴場で泳いだり(本年は7月10日から8月15日開設予定)、サンゴが見られるSUP(サップ)体験を楽しむことができます。さらに、志布志湾に沈む夕日は絶景で、オープン以降多くのお客様にご利用いただいています。

また、この春、串間市には「道の駅くしま」がオープンしました。地どれの生鮮食品が並ぶマルシェでは、キャンプの食材調達もできます。キャンプと合わせて都井岬などの市内観光地をめぐるのもいいですね。夏のお出かけは、ぜひ串間市へ!

ほっとひと息

私には1歳5か月の一人息子がいる。まだ上手く言葉は話せないが、「まんま」が口癖で大人が食べている物を欲しがり、食欲旺盛でスクスクと育っている。最近では歩けるようになって家の中でウロウロしており、一時も目が離せない。今年の4月に保育園に入園したばかりだが、入園してからというもの目まぐるしい成長を遂げており、日々進化する息子の姿を見るのが楽しくてしょうがない今日この頃である。

一方、私自身は昨年の7月に当協組事務局に入組。それ以前は地元の金融機関に勤務しており、主に営業担当として活動していた。金融マン時代に培った知識や経験が、現在の仕事に生かされているシーンも多々あり役に立っている。だが、全くの異業種に飛び込んだことで

西都児陽生コン事業協同組合 事務局長 児**亚行史**



完全にゼロからのスタート。また、4月に事務局長に就任し、総務、経理、営業等全てにおいて責任を負う立場となったため日々奮闘中である。

息子も私も、例えるなら「新米園児」と「新米局長」だ。 それぞれ置かれた立場や環境は全く違うが、成長してい かなければならないという点では同じである。

新米の1歳児と新米のアラフォー。お互いに毎日が新 しい発見と学びの連続で充実した生活を送っている。親 子共々これからも"日々是精進"をモットーにますます成 長していきたい。

情報連絡員報告



情報連絡員 30名 / 回答者数 30名

全体概況

DI値は、前月と比較して、売上高は23ポイント、収益状況は10ポイント、 業界景況は7ポイントの悪化となった。

【前年同月比の業界の景気動向】

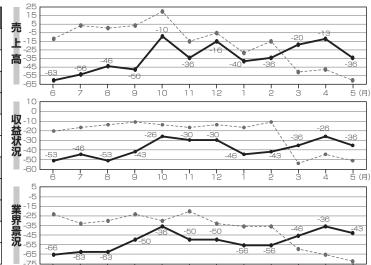
(DI値)

【主要3指標DI値推移】

-- 令和元年6月~令和2年5月 -- 令和2年6月~令和3年5月

5 (月)

業種	項目	売上高	収益状況	業界景況
	食 料 品	T	T	T
製	木材•木製品	*	•	•
造	出版•印刷	T	T	T
業	窯業・土石	T	•	T
	鉄鋼・金属	T	•	•
	卸 売	•	F	•
- 1 ⊢	小 売	7	F	7
製	商店街	7	•	7
造業	サービス	*	ŷ	7
*	建 設	7	•	Ŷ
	運輸	•	•	•



※網掛けについては、特に悪化した項目 ※DI値=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/調査対象組合数]×100

◢ 木材·木製品

製材業 5月の製材業界は、外材不足により国産材への代替需要が急増し、原木価格は異常すぎるほどの高値相場となっている。しかし、相場の割には市場への出材量が増えてこないのが現状である。梅雨入りし、必然的に出材量は減少するため、さらなる価格上昇が予想される。他方、製品の方は、国産材への代替需要が一気に押し寄せてきているが、即座の増産は困難であり、逼迫感が日に日に強まっている。今後も、不足感のある製品を中心に価格高騰は続くものと思われる。

製材業(プレカット) 5月の実績は前年比91%で、加工実績は4月より更に悪化している(前月比92%)。ウッドショックと呼ばれる木材価格高騰と品不足による影響が出てきているため、当分は実績は上向かないと考えている。ただ、外国産材を主に使用している都市部の工場ほど影響は深刻ではなく、国産材産地にあるため(物はなんとか揃う)効率は悪くなっているものの、加工を続けることができている。梅雨に入ったこともあり、例年着工が延びる時期とも重なって、当分は厳しい数字が続きそうである。

≥ 印刷

印刷・同関連業 需要が減少しているうえに、価格の見直し、人材確保など課題が多い。生産工程の見直しにしても時間がかかる ことになり、設備投資もままならない。

印刷・同関連業 コロナの影響で多くの印刷需要が消失した。一方で生活がある限り必要とされる新しい需要も生まれている。変化の時代、改善力、営業力と提案力を高め、受注力の強化を図り目標に向かって挑戦して成果を出すことが求められる。

✓ 窯業・土石製品

窯業・土石製品製造業 令和3年度2ヶ月間の出荷は、ほぼ昨年と変わらず少ないが、営業利益はしつかり確保している。官公需、 民間工事ともに横ばいか下降していくのは間違いなく、しつかりした利益の確保と経費の圧縮で対応していく。

☑ 卸 売 業

卸商業 9月1日から株式会社として再スタートを切ることが決まったが、取締役の決定、そして代表取締役の決定と、まだまだ試練は続く。

☑ 小売業

たばご販売業 コロナ禍の中、今年度の組合総会も書面審議での開催となり、年に1度の組合員との交流の機会が昨年に引き続き 奪われる形となった。県内全域に発令されている緊急事態宣言は5月末で終了し、感染拡大緊急警報に移行されるが、会食制限や県 外との往来自粛など、行動要請が継続するため、街の賑わいが戻ってくるのは、まだまだ先のことだと嘆かわしく感じられる。

☑ 小 売 業

小売商業 当月は、集客数が前年比10%、売上が5%の減にて推移した。昨年は新型コロナウイルス感染症で初めての緊急事態 宣言であり、後半には解除され、集客・売上とも回復したが、今年は第4波の状況での県独自の緊急事態宣言であり、前年をさらに下回る厳しい状況であった。

LPがス小売販売業 5月CP価格(サウジ通告価格)は495 $^{\epsilon}_{n}/^{\epsilon}_{>}$ (前月比マイナス65 $^{\epsilon}_{n}/^{\epsilon}_{>}$)。4月MB価格(米国産平均価格) + (米 国物流経費80 $^{\epsilon}_{n}/^{\epsilon}_{>}$)は516 $^{\epsilon}_{n}/^{\epsilon}_{>}$ (前月比マイナス44 $^{\epsilon}_{n}/^{\epsilon}_{>}$)となった。対顧客電信売相場(4月平均)は110.14円 $/^{\epsilon}_{n}$ (前月比プラス0.51円 $/^{\epsilon}_{n}$)となった。原油相場が底堅く推移しているなか、LPG価格は季節性の民生用需要が減少したことに加え、日本やインドなどアジアで新型コロナウイルス感染者急増を背景に、需要が抑えられていることが下落要因となった。

☑ 商店街

延岡市 今回の新型コロナウイルス感染症第4波の影響が一番ひどかった。キャンセルの電話が鳴り響き、少し戻りかけた予約がまたゼロになった。加えて、宮崎市内にだけ助成金を出し、延岡市他にはなかった。

宮崎市 5月の県独自の緊急事態宣言以降、一段と売上減少となった。

都城市 新型コロナウイルス感染症の再拡大により、県独自の緊急事態宣言の発令によって、後半は、ほぼ営業ができない状態であった。底が見えない状況に、各店舗さらに不安の影が大きくなっている。いつになったらまともな商売ができるのか、いつまで踏ん張ればいいのか。現状、どの店舗も耐え忍ぶばかりである。

✓ サービス業

観光業 昨年同月の売上より増加した理由は、昨年5月は新型コロナウイルス感染症のために、すべての仕事がキャンセルとなり、 繁忙期である5月に売上がまったくなかったためで、決して普通にいう売上アップという喜ばしい状況ではない。ちなみに、例年の1、 2割ほどの仕事量しかなかったため、大変厳しい状況である。

自動車整備業前年同月に比べると入庫増であるが忙しくない日もあり、昨年より忙しいとは感じなかった。

自動車車体整備業 車体修理の入庫が昨年と比べて減少している。

測量設計業いまだ本格的な始動はない。

☑ 建設業

管工事業 新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、構成組合員及び宮崎市指定水道事業者から依頼の給水管引込工事が大幅に減少した。

管工事業 5月の売上は前年度同月比で減少しているが、今年は梅雨入りが早く、現場の仕事ができなかったことが要因と思われる。新型コロナウイルス感染症の影響は今のところ出ていない。

☑ 運輸業

軽貨物運送業 5月は、新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからず、自粛ムードの中で荷動きが停滞気味で推移している。 燃料関係は高止まりのまま推移しており、事業者にとっては必要以上の経費支出が負担になっている。

貨物運送業 原油価格は、インド、ブラジルの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念材料はあるものの、米経済指標の堅調な推移とドル安感から原油需要を見込んで大幅な値上げとなり、国内燃料価格も値上げが続く見込みである。

中央会だよりに関するお問合せ

「中央会だより」では、県内中小企業組合の皆様の活動をPRするため、イベント情報や各種研修会・講習会等の開催情報を募集しております。お申込み・御相談をいただければ、当会より取材にお伺いします。

全 宮崎県中小企業団体中央会

〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3F

[発行人] 堀之内 芳久 [編集人] 野口 和彦 [TEL] 0985-24-4278 [FAX]0985-27-3672 [URL] http://www.himuka.or.jp [E-mail] info@himuka.or.jp

太陽ビジネスクラブセミナー

次世代塾 第7期生募集 [

地場の中小企業の成長発展、そして存続こそが「雇用確保、 地域経済」に大きく関係している状況下、後継者に求められ る「経営力」は日増しに増大しています。

■日 時日程 2021年6月より全12回を実施予定 時間 10:00~17:00

- ■場 所 宮崎太陽銀行 本店2F 大会議室 (宮崎市広島2丁目1番31号)
- 対 象 者 企業の後継者、新経営者、経営陣、経営幹部
- 募集 定員 30名 (1社3名様までとさせていただきます。)
- 主 催 (㈱宮崎太陽銀行 太陽ビジネスクラブ
- 問合せ先 ㈱宮崎太陽銀行

営業統括部 TBC事務局 TEL:0985-60-6393(担当:南村)

テーマ

各テーマを各3回ずつ全12回

経営編(全3回) ~リーダーシップとマネジメント

戦略計画編(全3回) ~戦略思考と計画力~

人材組織編(全3回) 〜組織形成と人材育成〜

財務計数編(全3回) ~計数感覚と収益構造~

(毎回第2木曜日開催、詳細はTBC事務局までご連絡ください)

受 TBC会員 12,000円 1テーマ/3,000円 非 余 員 36,000円 1テーマ/9,000円



宮崎太陽銀行

万一、事故を起こしたとき サポートする共済です!!



普通車 軽自動車 〈月払い〉 〈年払い〉 1,000円/月・10,000円/年 550円/月・5,500円/年

- ●共済金は契約者にお支払いします。
- ●香典、供花料、葬儀費用、お見舞い費用などにお役立ていただけます。
- ●運転者の年齢、性別に関係なく掛金は同じです。

こんなときお支払いをします。(共済金額300万円契約の場合)

歩行者を跳ねて人身事故を起こしてしまった…



死亡事故の場合、一時金として**30万円**をお支払いします。30万円を超過した場合は、300万円を支払い限度として葬儀費用、弁護士費用などの実費をお支払いします。

「自損事故を起こして、ガードレールを壊してしまった…

2万円以上の損害となった場合、3万円をお支払いします。

「出会い頭の事故を起こしてケガをさせてしまった、又自分もケガをしてしまった」

相手方が3日以上入・通院した場合、一時金として**3万円**をお支払いします。 3万円を超過した場合は、限度額内で実費をお支払いします。自分のケガの場合、 入・通院共済金(入院日額:4,500円 通院日額:2,250円の日数分)をお支払いします。

※詳しくは、当組合までご連絡ください。

□ 県共済 宮崎県火災共済協同組合 TEL 0985-24-1424 FAX 0985-23-9001

大樹生命保険株式会社 生命保険団体扱オーナーズプランのご案内 大樹生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に 組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

宮崎県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも **割安な保険料**でご契約いただけます。

- * 団体扱とは、宮崎県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
- ※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりな保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」 「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 宮崎営業部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3-1-47 宮崎プレジデントビル8F TEL:0985-27-1133 https://www.taiju-life.co.jp/

R-2021-1002 (2021.4)



01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、 企業間の連携をサポート。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、

は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で 継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関 さまの海外進出検討段階から現地での事業 拡大ニーズまで、幅広くサポートします

宮崎支店 0985 (24) 1711 〒880-0811 宮崎市錦町1-10 ●JR宮崎駅西口(KITEN 1F)

